

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第15号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 支援員を配置する圏域（第2条）
- 第3章 指定法人等（第3条－第9条）
- 第4章 地域づくり委員会（第10条－第20条）
- 第5章 推進本部（第21条－第23条）

附則

第1章 総則 （趣旨）

第1条 この規則は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 支援員を配置する圏域

第2条 条例第27条第1号の規則で定める圏域は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号に規定する区域とする。

第3章 指定法人等 （認証のための基準）

第3条 条例第30条第2項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 常時雇用する労働者の総数に対する障がい者である労働者の総数の割合が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率以上であること。
- (2) 障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に取り組むと認められること。
（指定の申請等）

第4条 条例第31条第1項の規定による指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類

目次

規 則

- 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則……………（障がい者保健福祉課） 55
- 北海道公報発行規則の一部を改正する規則……………（法制文書課） 60

訓 令

- 北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 60
- 公宅料の算定基準の一部を改正する訓令……………（職員厚生課） 60

告 示

- 騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境保全課） 61
- 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………（環境保全課） 61
- 知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正……………（環境保全課） 61
- 悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………（環境保全課） 61
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 61
- 土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 62
- 土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課） 62
- 特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課） 62
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 62
- 道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 62
- 水防警報河川の指定……………（河川課） 63
- 特定調達契約に係る入札の公告……………（会計事務センター） 63
- 特定調達契約に係る入札の公告の廃止……………（会計事務センター） 64

規 則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成22年3月23日

- (5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類
- 3 次の各号のいずれかに該当する法人は、指定を受けることができない。
- (1) 条例第31条第9項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人
- ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- イ 破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。
- (協定の締結)
- 第5条** 指定法人は、知事と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。
- (1) 実施業務の内容に関する事項
- (2) 道が支払うべき費用に関する事項
- (3) 業務を行うに当たって保有する個人情報（北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (4) 再委託の禁止等に関する事項
- (5) 関係法令等の遵守に関する事項
- (6) その他知事が必要と認める事項
- (指定法人の業務)
- 第6条** 条例第31条第3項第3号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 認証の申請の受付及び審査に関する業務
- (2) 認証を受けた事業者の公表に関する業務
- (3) 認証制度の広報に関する業務
- 2 条例第31条第3項第4号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるものとする。
- (1) 福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上に関する業務
- (2) 事業者による障がい者の就労の支援のための取組の促進に関する業務
- (事業計画書等の認可申請)
- 第7条** 条例第31条第4項前段の規定による認可の申請は、毎事業年度開始の日の15日前までに（指定法人の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）別記第2号様式の事業計画書等認可申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。
- 2 条例第31条第4項後段の規定による認可の申請は、別記第3号様式の事業計画書等変更認可申請書に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(事業報告書の承認申請)

第8条 条例第31条第6項の規定による承認の申請は、毎事業年度終了後30日以内に別記第4号様式の事業報告書等承認申請書に事業報告書及び収支決算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

(知事への委任)

第9条 この章に定めるもののほか、指定法人等に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 地域づくり委員会

(地域づくり委員会の設置圏域等)

第10条 条例第41条の規則で定める圏域は、総合振興局及び振興局の所管区域（市の区域を含む。）とする。

2 地域づくり委員会の名称は、別表の左欄に掲げる圏域の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(地域づくり委員会の職務)

第11条 地域づくり委員会は、その所掌事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせん（以下「協議等」という。）を行うものとする。

- (1) 次条第1項の申立てがあったとき。
- (2) 市町村長から協議等の依頼があったとき。
- (3) その他地域づくり推進員が必要と認めるとき。

(地域づくり委員会への協議等の申立て)

第12条 何人も、地域づくり委員会に対し、条例第42条各号に掲げる所掌事項について、協議等の申立てを行うことができる。ただし、特定の障がい者に関する申立てであって、当該申立てが当該障がい者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

2 前項の申立ては、別記第5号様式の協議等申立書を申立人が居住する圏域の地域づくり推進員に提出して行うものとする。

3 地域づくり委員会は、第1項の申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議等を行うことができない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関するとき。
- (3) 申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年を経過しているとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協議等を行うことが適当でないと地域づくり推進員が認めたとき。

(地域づくり委員会の協議等)

第13条 地域づくり委員会は、地域づくり推進員（地域づくり推進員が次項各号のいずれか

に該当する場合にあっては、第17条の規定により地域づくり推進員に指名された者。以下この項から第3項までにおいて同じ。）及び地域づくり委員会の委員（以下この条及び第17条において「委員」という。）のうち地域づくり推進員が指名する3人以上の者で協議等を行うものとする。ただし、特定の障がい者に関する事案（以下「特定事案」という。）であって、次に掲げるものについて協議等を行う場合にあっては、地域づくり推進員は5人以上の委員を指名しなければならない。

- (1) 虐待に関する事案
- (2) 障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案
- (3) その他障がい者に著しい暮らしづらさがあると認められる事案

2 地域づくり推進員は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

- (1) 事案について利害関係を有するとき。
- (2) 本人又はその配偶者若しくは配偶者であった者が事案の当事者であるとき。
- (3) 事案の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- (4) 事案の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

3 地域づくり委員会は、特定事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員のすべてが、特定事案以外の事案にあっては地域づくり推進員及び地域づくり推進員に指名された委員の3人以上が出席しなければ、協議等を行うことができない。

4 地域づくり委員会の議事は、条例第48条第1項の規定による判断の場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、地域づくり推進員の決するところによる。

（専門委員会）

第14条 地域づくり委員会に、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

（地域相談員）

第15条 知事は、地域づくり委員会の協議等の円滑な遂行のため、虐待、差別等に関する事案及び地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する事案の相談に係る業務を行う地域相談員を置くものとする。

2 地域相談員は、次に掲げる者から知事が委嘱する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第2項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第2項に規定する知的障害者相談員
- (3) その他障がい者の権利擁護等に関し優れた識見を有する者

3 地域相談員は、第1項の相談を受けたときは、関係機関に情報を提供するほか、当該相

談の内容が第13条第1項各号に掲げる事案（以下「虐待等の事案」という。）に該当すると思料するときは、地域づくり委員会に報告するものとする。地域相談員自らが虐待等の事案に該当すると思料する事実を把握したときも同様とする。

（地域づくり推進員の任期等）

第16条 地域づくり推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の地域づくり推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 地域づくり推進員は、再任されることができる。

（地域づくり推進員の職務の代理）

第17条 地域づくり推進員に事故があるとき又は地域づくり推進員が第13条第2項各号のいずれかに該当するときは、地域づくり推進員があらかじめ指名する委員が、条例第46条第2項から第5項までに規定する地域づくり推進員の職務を代理する。

2 地域づくり推進員は、委員が第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による指名をすることができない。

（調査）

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告等）

第19条 知事は、条例第48条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ、調査部会の意見を聴かなければならない。

2 条例第48条第4項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 事案の概要
 - (3) 勧告の内容
- （地域づくり委員会の運営）

第20条 この章に定めるもののほか、地域づくり委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 推進本部

（推進本部の会議）

第21条 推進本部は、本部長及び本部員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した本部長、副本部長及び本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（調査部会の会議）

第22条 調査部会の会議は、部会長が招集する。

2 調査部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（推進本部の運営）

第23条 この章に定めるもののほか、その他推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

圏域	地域づくり委員会の名称
空知地域	空知圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
石狩地域	石狩圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
後志地域	後志圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
胆振地域	胆振圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
日高地域	日高圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
渡島地域	渡島圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
檜山地域	檜山圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
上川地域	上川圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
留萌地域	留萌圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
宗谷地域	宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
網走地域	オホーツク圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
十勝地域	十勝圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
釧路地域	釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
根室地域	根室圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会

別記第1号様式（第4条関係）

指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者



北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第1項の規定により、指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事務を行おうとする事務所の所在地
- 2 事務を開始しようとする年月日

添付書類

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 2 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 3 役員の氏名及び履歴を記載した書類
- 4 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 5 申請者が北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第4条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- 6 その他参考となる事項を記載した書類

別記第2号様式（第7条関係）

事業計画書等認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者



北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第4項の規定により、事業計画等の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

別記第3号様式（第7条関係）

事業計画書等変更認可申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者 ㊟

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第4項の規定により、事業計画等の変更の認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更しようとする事項
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

添付書類

変更後の事業計画書及び収支予算書

別記第4号様式（第8条関係）

事業報告書等承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地
申請者 名 称
代表者 ㊟

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第31条第6項の規定により、事業報告等の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書

別記第5号様式（第12条関係）

協議等申立書

年 月 日

地域づくり推進員 様

申立人（代理人）
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

次の事案について、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、地域づくり委員会での協議等を申し立てます。

記

- 1 虐待や差別等を受けるなど、暮らしづらい状況にあるとされる者
住所
氏名
- 2 申立者と暮らしづらい状況にあるとされる者との関係
- 3 事案の具体的内容（原因行為の発生年月日 年 月 日頃）
- 4 求める措置の内容
- 5 裁判所における係争の有無等（該当するものの番号に○を記載すること。）
(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関すること。
(2) 裁判所において係争中の事案
(3) 行政庁において不服申立ての審理中の事案
(4) その他（ ）
- 6 その他参考となる事項

別記第6号様式（第18条関係）

（表）

	調査員証
	第 号
写	職 名 氏 名 生年月日

真

上記の者は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例第47条の調査に従事する職員であることを証明します。

年 月 日 交付
北 海 道 知 事 印

(裏)

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（抜粋）

(調査)

第47条 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事案及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事案に係る協議に際して必要な事実を確認する場合にあっては、当該協議に必要な事実に関し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（抜粋）

(調査)

第18条 条例第47条の規定により調査を行う地域づくり推進員又は職員は、別記第6号様式の調査員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

北海道公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第16号

北海道公報発行規則の一部を改正する規則

北海道公報発行規則（昭和41年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別に」を「北海道条例等の公布等に関する条例（昭和25年北海道条例第50号。

第4条において「公布等条例」という。）に」に改める。

第4条から第6条までを次のように改める。

（発行方法等）

第4条 公布等条例第8条第1項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、道の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

2 公布等条例第8条第1項の不特定多数の者が公報に登載すべき事項の情報の提供を受け

ることができる状態に置く措置であって規則で定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。

（閲覧）

第5条 公報は、本庁並びに総合振興局及び振興局の適当な箇所において、一般の閲覧に供するものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、公報の発行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

訓

令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道公報発行取扱規程の一部を改正する訓令

北海道公報発行取扱規程（昭和41年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「ゲラ刷りの」を削る。

第4条中「印刷の」を削る。

附 則

1 この訓令は、平成22年 3 月23日から施行する。

2 この訓令による改正後の北海道公報発行取扱規程の規定は、平成22年 4 月 1 日以後に発行する公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。

北海道訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令
公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第3項の表を次のように改める。

地 域 区 分	1台当たりの額
札幌市及び道外の市町村の区域	4,600円
函館市（浜町、女那川町及び川汲町の区域を除く。）の区域	3,950円
帯広市、苫小牧市、江別市、千歳市及び恵庭市の区域	3,500円
小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市（阿寒町仲町、阿寒町阿寒湖温泉、音別町川東及び音別町海光の区域を除く。）、北見市（常呂町字常呂、留辺薬町温根湯温泉、留辺薬町旭中央、留辺薬町旭公園及び留辺薬町旭三区の区域を除く。）、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美瑛市、紋別市、士別市（朝日町の区域を除く。）、名寄市、根室市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市、江差町、倶知安町、岩内町、美幌町、斜里町、遠軽町（白滝の区域を除く。）、浦河町、新ひだか町、音更町、釧路町及び中標津町の区域	2,950円
上記以外の道内の市町村の区域	2,700円

第3条の表（注）に次のように加える。

- 3 甲地は、札幌市及び道外の市町村の区域とする。
- 4 乙地は、函館市、小樽市、旭川市、帯広市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市及び北斗市（本町及び向野の区域を除く。）の区域とする。
- 5 丙地は、甲地及び乙地以外の道内の市町村の区域とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第215号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（釧路市、網走市、千歳市、七飯町及び幕別町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（釧路市、網走市、千歳市、七飯町及び幕別町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第217号

平成11年北海道告示第532号（知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

「平成7年札幌市告示第659号、」を削り、「平成18年北見市告示第29号及び平成20年北斗市告示第9号」を「及び平成18年北見市告示第29号」に改める。

北海道告示第218号

平成19年北海道告示第225号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

次の図（釧路市、七飯町及び幕別町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。
（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第219号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年3月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
滝川東	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	北海道空知支庁
南剣淵	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設）	北海道上川支庁
明新	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新十津川町弥生第1地区の換地処分をした。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第221号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、厚真町土地改良区が行う土地改良（厚真地区農地有効利用支援整備（客土））事業の工事を平成22年1月28日に完了した旨の届出があった。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第222号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
さけ稚魚 126,850,000尾
- 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月3日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会
(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目
- 随意契約に係る契約金額
107,752,732円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
- 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字神恵内村89の4（次の図に示す部分に限る。）、69の6
- 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 道路の種類 道道

2 路線名 新冠平取線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
沙流郡日高町字豊田463番7地先から 同郡日高町字豊田463番7地先まで		前	20.00mから 71.00mまで	82.00m	—
		後	23.45mから 71.00mまで	82.00m	—

北海道告示第225号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成22年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水防警報区
石狩川	東利根別川	左岸
		右岸
岩見沢市東山町586番2の岩清水橋下流 端から利根別川への合流点まで		岩見沢市東山町586番2の岩清水橋下流 端から利根別川への合流点まで

北海道告示第226号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年3月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータの賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）

イ パーソナルコンピュータの賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成22年6月1日から平成26年5月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続によ

る参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借のうち電子計算機の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成22年3月23日午前9時から平成22年4月23日午後5時まで

ただし、紙により申請する場合で持参によるときは、北海道出納局会計事務センターに平成22年3月23日から同年4月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日の午前9時から午後5時までの間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに同年4月22日までに提出すること。

イ 申請の方法 北海道出納局会計事務センターの指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局会計事務センター

5 入札書の提出等

(1) 入札開始日時 平成22年4月28日 午前9時

(2) 入札書提出締切日時 平成22年5月7日 午後3時

ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局会計事務センターに平成22年5月6日まで提出すること。

(3) 開札場所 北海道出納局会計事務センター

(4) 開札予定日時 平成22年5月10日 午後3時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの売買 5台
 (2) 予 定 時 期 平成22年3月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 電子入札システム上及び北海道出納局会計事務センター
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局会計事務センターのホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kjc/kjc2.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
 電話番号 011-204-5076

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Personal Computer 1 1 set
 b. Personal Computer 1 1 set

B. Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., May 10, 2010

(If mailed, bids must arrive no later than May 6, 2010)

C. Contact : Accounting Administration Center, Treasury Bureau, Hokkaido Government, Nishi

7-Chome, Kita 3-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

北海道告示第227号

平成22年北海道告示第187号（特定調達契約に係る入札の公告）は、廃止する。
 平成22年3月23日

北海道知事 高 橋 はるみ